

第 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

- 日 時 平成 26 年 2 月 20 日 (木) 午後 2 時 00 分
- 場 所 津市白山庁舎 2 階 205 会議室
- 出席部会委員 25 伊藤 武則・26 稲葉 和久・27 大井 一司・28 鈴木 照正
29 田口 慶則・30 諸戸 善昭・31 上川 洋文・32 田中 竹次
33 守山 孝之・35 池田 昌司・36 井谷 功・37 岸野 隆夫
38 中川 和雄・39 藤田 武・40 結城 晋三・47 中谷 秀也
以上 16 名
- 欠席委員 42 片岡 眞郁
- 出席部会員外委員 34 浅井 競
- 議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭
- 事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹
- 総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査
- 議事録署名者 32 田中 竹次・47 中谷 秀也
- 事 項
- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
- 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・貸借権）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）
- 議案第6号 非農地証明願について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第2回第2農地部会を開会いたします。本日の欠席は片岡委員の1名でございます。

 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

 32番 田中 委員、47番 中谷 委員の両委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。

 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

 番号1から2ページの番号16までの16件で、合計面積29,654㎡、内訳としまして、田で26,338㎡、畑で3,316㎡でございます。

 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。

 3ページから5ページをお願いいたします。

 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

 番号1から9で、5ページになりますが、件数は9件、合計面積は20,606.09㎡、内訳としまして、田で15,550㎡、畑で4,976㎡、その他、これは台帳地目は宅地で現況地目が畑ですが、80.09㎡でございます。

 これらにつきましては、相続の届出でございます。いずれの案件もあつせん等の希望はございません。6ページをお願いいたします。

 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

 番号1は、一般個人住宅用地の1件で、面積は、畑で248㎡でございます。

 7ページをお願いいたします。

 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

 番号1は、一般個人住宅用地の1件で、面積は、畑で482㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。次に議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1は、地区 榊原、受け人 _____、面積13,381㎡、渡し人 _____、面積4,602㎡、申請地 榊原町北山 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,149㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 川口、受け人 _____、面積5,004㎡、渡し人 _____、面積1,779㎡、申請地 白山町川口宮ノ下 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,779㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

以上件数は2件、合計面積は4,928㎡、2件とも地目は田でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。17日に現地確認いたしました。

場所としましては、_____を西へ曲がって北へ約300mくらい行った所です。

事務局の説明通り何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。17日に、総合支所1名と地元委員3名で現地確認をいたしました。

場所は、_____のほうから川口へ向かう橋を雲出川を越えまして、すぐ左側に集落がございます。そこから300mくらい行った右側の所です。田んぼのちょうど周囲は家が建っておりますけども、田んぼが5、6反まとまっている所でございます。

事務局の説明通りでございますので、何も問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま、地元委員より説明がございました

が、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これに、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 9ページをお願いいたします。

それでは、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1は、地区 久居、申請者 _____、申請地 久居小野辺町小膳田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積462㎡ 外1筆で、合計面積1,126㎡です。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするもので、パネル設置面積は476㎡、転用面積の42%にあたります。

なお、この案件につきましては、早期転用の理由書が提出されております。

当該申請地は、以前から梨の栽培をされておりました、昨年の6月に申請者が贈与を受けた土地ですが、作業の負担が大きく、今後のこの土地での梨栽培は困難であると判断して、今回の許可申請に至ったものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 榊原、申請者 _____、申請地 榊原町山戸部 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積272㎡。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものですが、昭和50年ごろ既に建築しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大井、申請者 _____、申請地 一志町井生川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積591㎡のうち300㎡。

これにつきましては、隣接雑種地との一体利用で太陽光発電施設用地とするもので、農地転用部分でのパネル設置面積は75㎡、進入路等で225㎡の土地利用になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 ハッ山、申請者 _____、申請地 白山町八対野算所 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積33㎡ 外5筆で、合計面積665㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

なお、転用許可基準では、一般個人住宅用地への転用面積は原則500㎡以内とされておりますが、理由書の提出があり、住宅部分の土地は道路から奥まったところで、雨水排水管の布設及び接道のための土地が必要であることから、この部分の転用を含め500㎡を超えるとのこと。

また、一部宅地として利用されている個所があり、始末書の添付があります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 八ッ山、申請者 _____、申請地白山町八対野申垣_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積1,606㎡ 外1筆で、合計面積2,552㎡。

これにつきましては、申請地を資材置場用地及び駐車場用地とするものですが、昭和30年ごろから20年ほどは材木置場に、またその後は、駐車場及び資材置場として利用され、現在に至っており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は5件、合計面積は5,206㎡で、その内訳は、田が2,552㎡、畑が2,654㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。先日17日に、本庁とで確認させていただきました。場所としては高茶屋の_____から1kmくらい北の場所で、_____という、綿を作っている工場の100mくらい北です。津と、高茶屋と久居の丁度境目で事務局の説明通りでございます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。17日に現場確認いたしました。場所としましては_____から、亀山白山線を西へ300m行った所です。事務局の説明通り何ら問題はありませんので、よろしくご審議してください。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

上川委員 31番 上川です。場所につきましては、_____の_____のすぐ隣です。昨年に、太陽光発電の設備をされて、その追加ということで、今回出てきました。同じ敷地で何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。4番、5番を説明いたします。4番につきましては、_____がありますけど、それから川を越えまして、左へ曲がって行きますと、信号がございます。その信号の前に右手には_____があります。その南側という事でございます。場所はそういう所で、昔の畑で、小さい畑ばかりになっておりまして、筆数が多いというふうな事でございます。事務局の説明通り何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

池田委員 それから、5番につきまして、これは本庁から来ていただきまして、会長、部会長も来ていただきました。

 場所は、国道165号線を走っていただきまして、_____の信号を左へ下りていただいた、100mくらい下りた右側の所の集落の中にあります。事務局の説明通り何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議　　長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議　　長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これに、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議　　長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 10ページをお願いいたします。

 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

 番号1は、地区 久居、受け人 _____、使用借り人 _____、渡し人 _____、申請地 久居野口町_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積349㎡です。

 これにつきましては、受人は、渡人から申請地の贈与を受け、同時に子供である借り人と使用貸借契約をした上で、借り人夫婦が建築する一般個人住宅の用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

 番号2、地区 川口、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白山町川口大角_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,077㎡ 外1筆で、合計面積1,143㎡。

 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするもので、パネル設置面積は432㎡、転用面積の38%にあたります。また、残りの部分は、管理用の通路に使用されます。農地区分は第2種農地と判断されます。

 番号3、地区 八ッ山、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白山町八対野辻堂前_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積216㎡ 外1筆で、合計面積222.61㎡。

 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場及び進入用道路用地とするものですが、渡人の了解のもと平成10年4月から、既に転用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農

地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 下多気、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 美杉町下多気下之世古_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積363㎡ 外1筆で、合計面積744㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、一般個人住宅用地及び太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は約260㎡、住宅としての利用部分を除いた面積の約39%にあたります。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は4件、いずれも畑で、合計面積は2,458.61㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に出かけた地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。17日に現地確認へ行ってきました。場所は_____のすぐ南側にあります。事務局の説明通り、何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。2番、3番です。場所は白山中学校から下へ100mくらい行った_____の所でございます。

こちらへは、会長、部会長、事務局で、出席をいただきまして、遠方へ出ていっていらっしゃるという事で、荒れているかなと思いましたが、管理はきちんとしてもらっておりまして、問題はないと思いますので、よろしくご審議を願います。

3番につきましては、場所は、八ッ山で先ほどの所で国道165号から下りまして、下へ300m位行きますと、右側に_____があります。城出という集落の傍でございますけども、その傍の所でちょうど_____の横で、事務局の説明通り何ら問題はございませんので、よろしくご審議を願います。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

結城委員 40番 結城です。4番について説明をいたします。12日に現地確認をいたしました。

申請人は現在借家住まいをしているという事で、自然豊かなこの申請地で家を建てて太陽光発電をして優雅な生活をしようという希望で、土地を買われたという事です。隣地につきましては、同意も貰っていると。

この頃、私の地区には他所からたくさん入って来ていただいて、地区を非常に乱す人が多いんです。それで、地域を乱さないように指導をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	11ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1は、地区 川合、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 一志町八太浦ノ戸 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積284㎡ 外1筆で、合計面積581㎡です。 これにつきましては、借り人は、貸し人と賃貸借契約し、_____の駐車場とするものです。なお、賃貸借契約は年度ごとに更新されます。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 川合、借り人 _____、貸し人 _____ 外2名、申請地 一志町庄村古御堂 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積2,582㎡ 外3筆で、合計面積4,318㎡。 これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の賃貸借契約をし、コンビニエンスストア用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上件数は2件、合計面積は、田で4,899㎡でございます。 農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。
田中委員	32番 田中です。2月17日に、委員4名と事務局2名で、確認をいたしました。 場所は、一志嬉野線の _____ の南側、真隣なんです。そこを、今事務局が説明ありましたように、駐車場の用地として借りたいという事でございますので、ひとつよろしくお伺いしたいと思います。 それから、2番の関係につきまして、説明をさせていただきますが、これにつきましては、県道久居一志線の _____ の信号の南側にあたります。これにつ

きましては、会長、部会長、地元委員、事務局というような方が参加いただいて、現地の確認をいたしております。内容につきましては、事務局の説明通りですので、ひとつよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 久居相川町北相川_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積122㎡ 外1筆で、合計面積379㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と30年間の使用貸借契約をし、申請地を一般個人住宅用地及び農業用倉庫用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

鈴木委員 28番 鈴木です。先程、説明がありました17日に事務局と委員で現地確認を行ってまいりました。

場所は、_____の東側にある、相川という所です。その中心に国道165号が通っていたわけですが、実家としては国道165号線沿いで、今度建てられるところは、それより西へ300m位行った所で、周辺は一般の住宅も建ってきており、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 13ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願について、でございます。

番号1は、地区 久居、願出者 _____、申請地久居井戸山町野新畑_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積287㎡ 外1筆で、合計面積603㎡です。

これにつきましては、昭和58年10月21日撮影の航空写真により、申請地に居宅及び倉庫が建築されていることが確認できますので、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号2、地区 榊原、願出者 _____、申請地 榊原町横造_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積337㎡。

これにつきましては、平成4年10月22日撮影の航空写真から、申請地は、居宅及び倉庫として利用されていることが確認できますので、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。久居地区、同じく17日に現地確認に行っていました。

場所は_____の南側に_____があるんですが、その南側の梨畑と畑の中にある一角です。事務局の説明通りで特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。2番、お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。17日に現地確認を行いました。

場所としましては、県道亀山白山線、_____から奥に、西へ100mの所です。事務局の説明通り何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議ください。

議 長	ありがとうございます。ただいま、地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。 続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 今日、お手元にお配りしました別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。 表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表の下にあります合計欄をご覧ください。 久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借合わせて41,122㎡、畑の賃貸借、使用貸借合わせて6,903㎡、契約件数は25件でございます。 一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借合わせて74,063㎡、契約件数は49件でございます。 白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借合わせて29,592㎡、畑の使用貸借で670㎡、契約件数は15件でございます。 美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借合わせて12,317㎡、契約件数は5件でございます。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて157,094㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて7,573㎡、契約件数は94件、合計面積は164,667㎡となっております。 認定農業者への集積状況は、久居地区で6件、一志地区で23件、白山地区で4件、美杉地区で2件、合計35件、合計面積113,569㎡となっております。 なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。皆様のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第7号に

ついて、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

以上で、第2回第2農地部会を閉会します。

午後2時36分

上記は、第2回第2農地部会の議事を録したものである。

平成26年2月20日

議 長

出席委員

出席委員